

枚方市教育委員会 協議会 資料

案件

- 1 重大事故検証委員会の設置について
- 2 中学校全員給食における可能性調査結果及び施設整備方針について
- 3 (仮称) 学校事故等調査委員会の設置等について
- 4 今後の中学校部活動の在り方について

○開催日 令和5年(2023年)11月21日

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

重大事故検証委員会の設置について

子ども未来部 子育て支援室 私立保育幼稚園課
公立保育幼稚園課

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和3年（2021年）及び令和4年（2022年）送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案が全国で発生しており、就学前児に係る事故防止の取り組みの強化が必要とされています。国からも教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について通知されたことも踏まえ、本市に（仮称）「特定教育・保育における枚方市重大事故検証委員会」を設置し、死亡事故等の重大事故が発生した際に、事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、また時系列の対応などを確認するとともに、発生原因の分析を行い、必要な再発防止策を検討し、事故防止の意識啓発等に活用するものです。

※本検証委員会は、再発防止策を検討するものであり関係者の処罰等を目的とするものではない。

※特定教育・保育とは、市が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」（認定こども園・幼稚園・保育所等）で受ける教育・保育をいう。

2. 内容

(1) 検証の対象範囲

特定教育・保育下及び地域子ども・子育て支援事業（就学前児を対象とした事業に限る）等において本市で発生した事故のうち、死亡事故や意識不明等、市において検証が必要と判断した事例を対象とします。

※地域子ども・子育て支援事業とは、地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、ファミリーサポートセンター等

(2) 検証組織

- ① 検証組織 枚方市社会福祉審議会における児童福祉専門分科会の下部組織として設置
- ② 構成員 学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者等

(3) 検証の進め方

① 事前準備：事務局による情報収集

- ・事務局の有資格者（教諭、保育士等）による事故現場の確認
- ・施設関係者や保護者等への聴き取り
- ・概要資料の作成

② 検証委員会の開催：検証委員会委員による検証及び報告書の作成及び公表

- ・概要資料や施設関係者等の聴き取りにより事実整理・要因分析
- ・問題点や課題の抽出、具体的な対策について提言
- ・報告書の作成及び公表

3. 実施時期

令和5年(2023年)11月 教育子育て委員協議会において報告

令和6年(2024年)4月 (仮称)特定教育・保育における枚方市重大事故検証委員会を設置

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち

SDGsとの関連



5. 関係法令・条例等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、社会福祉法、枚方市社会福祉審議会条例、子どもを守る条例等

6. 事業費・財源及びコスト

(1) 委員報酬

【令和6年度当初予算】

人件費（委員報酬） 456千円（予定）

（委員、臨時委員 8名×9,500円×1件×6回）

中学校全員給食における可能性調査結果及び施設整備方針について

総合教育部 おいしい給食課

1. 政策等の背景・目的及び効果

中学校の全員給食(約1万2千食/日)の実施に向けては、令和4年(2022年)12月に「今後の中学校給食に関する方針(以下、「方針」という。)」を策定しており、方針では、食缶による給食提供方式を採用するとともに、それに伴う施設整備と事業運営については新しい給食センター(以下、「新給食センター」という。)(約6千食/日を調理:第三学校給食共同調理場跡地活用)及び第一学校給食共同調理場(約6千食/日を調理)を活用することとしています。

この施策を円滑に進めるにあたり、この方針で示す給食提供方式の適否や民間のノウハウを活用するPFI手法も含めた施設等の整備手法が、有効であるかの検証等を行うことを目的として、委託による可能性調査を実施しました。

今回、この調査により、本事業における方針の整備手法等について有効であるとの結果が示されたことから、その内容を報告するとともに整備方針の確定を行うものです。

2. 内容

(1) 可能性調査の結果報告について

枚方市中学校給食調理場 PFI 導入可能性調査委託の主な調査項目の結果概要は以下のとおりです。

① 学校給食の実施方針

学校給食実施方式の検討を実施した結果、自校調理方式や親子調理方式では、設置する用地の確保に課題があり提供不可能という結果となった。また、民間調理場活用方式については、調理後の提供に配送時間等の課題があることや市が衛生管理について把握が困難であるなど本事業にはふさわしくないという結果となった。

これらのことから、中学校全員給食（約1万2千食/日）の実施に向けて第一共同調理場（調理能力は6千食/日）の改修に加え、残りの給食提供の実施方式は給食センター方式で実施することが望ましいことから、残り6千食/日の提供方法を検討する。

② 第一共同調理場の改修整備における PFI 導入可能性検討

〈結果〉第一共同調理場の PFI 方式導入について、理論的には PFI 方式の導入は可能といえるが、一方で、事業者公募をしても競争原理が働かないことなどからも、第一共同調理場の改修整備は従来方式で実施することが望ましい。

〈対応〉改修工事は直営で実施。

③ 新給食センターの整理

新給食センターを新たに整備するにあたっては、1日あたり6千食の調理能力が必要であり、その食数を賄える規模で、かつ土地の用途地域において工業地域または準工業地域の用地を確保する必要があるため、「第三学校給食共同調理場（以下「第三共同調理場」）」を新給食センター整備地として検討を行う。なお、整備にあたっては、開設後50年以上が経過した既存施設を解体したうえで、新給食センターを建設する方向で検討を行うことが望ましい。

④ 第三共同調理場の整備におけるPFI導入可能性検討

◎ 市場調査

市場調査の結果として、参画意欲については、2社が「代表企業として参入する意欲がある」と答え、1社が「構成員として参入するが、代表企業としては参入する意欲がない」、9社が「条件が合えば積極的に参入する」、1社は「現時点では参入の可能性は低い」と回答し多くの企業が本事業に関心を持っているといえる。また、事業方式については、PFI方式でもDBO方式でもどちらでもよいという回答が多かったが、昨今の物価高騰を踏まえて、サービス対価の見直し等に対し柔軟に対応することや、光熱水費は市負担とすることが望ましいという意見が得られた。その他、建設の事業において猶予期間が設けられていた「時間外労働の上限規制」の法律が、令和6年4月から適用されることから、この働き方改革を考慮して、設計期間8か月・建設期間14か月と設定してスケジュールの検討を行うことが望ましい。

◎ 総合評価

これまでの検討結果を踏まえ、従来方式、DBO方式（SPC無し）、DBO方式（SPCあり）、PFI方式（BT0）について、事業実施に向けた総合的な評価を表に示した。表の結果から、定性的効果で最も優位であり、一定の経済的効果が見込まれ、割賦払いが可能となる「PFI方式（BT0）」が、市の示す新学校給食センターの施設整備と事業運営の事業手法としては適しているといえる。

評価項目		従来方式	DBO方式（SPC無し）	DBO方式（SPCあり）	PFI方式（BT0）
定量的評価	財政支出 （千円） （換算後）	8,360,094 （×）	7,570,834 （◎）	7,772,213 （○）	7,712,886 （○）
	VFM（%）	—	9.44%（◎）	7.03%（△）	7.74%（◎）
	コスト 分析	・VFMが発生しないことにより 財政負担軽減の効果は見込まれない。 ・施設整備費を年度払いするため、割賦払いをするPFI方式（BT0）と比較すると 初期費用の負担が大きい。 （△）	・DBO方式（SPCあり）とPFI方式（BT0）よりも 財源負担軽減の効果が大きい。 ・PFI方式（BT0）と比較すると 一般財源部分を含めた施設整備費を年度払いするため、初期費用の負担が大きい。 （○）	・民間資金活用にかかる金利やSPCの設立・管理費により DBO方式（SPC無し）よりもVFMの値は小さい。 ・竣工後一括払いとなるため 初期費用の負担が大きい。 （△）	・民間資金活用にかかる金利やSPCの設立・管理費により DBO方式（SPC無し）よりもVFMの値は小さい。 ・一般財源部分の割賦払いにより 市の財政負担の平準化が可能。 （◎）
定性的評価	契約手続き 等の負担	・ 直接協定を締結する必要がないため、契約手続き削減による事務的効果がある ・各業務の事業者との契約が必要となるため、 契約不調等による事務の遅れが発生するなどのリスク が高くなる。 （△）	・市はSPCと事業契約を締結するため解体から運営までの契約を1つにまとめることができ、 契約締結までが円滑に実施できる。 （◎）	・市はSPCと事業契約を締結するため解体から運営までの契約を1つにまとめることができ、 契約締結までが円滑に実施できる。 （◎）	
	金融 チェック	・各企業の収入状況に対するチェックは、市職員でのこれまで通り実施できるが、15年に渡る給食提供に対する金融チェックという面では、 専門的な知識が必要 と言える。 （△）	・イニシャルコスト分のみ短期借入するため、金融機関によるSPCの収支状況に対する財務監視が短期借入期間のみ可能となる。 ・また、構成企業の倒産による事業停止はSPCの他の構成企業にも大きく影響するため SPC内の企業間でもチェック することができる。 （○）	・金融機関が融資をしているため、 金融機関によるSPCの収支状況に対する財務監視が長期に渡り可能 となる。 ・また、構成企業の倒産による事業停止はSPCの他の構成企業にも大きく影響するため SPC内の企業間でもチェック することができる。 （◎）	
	コンソーシアムの連携 力	・ 個別契約のため、各企業の連携を確約できない。 ・ 個別契約のため、企業との契約締結時期が遅れた場合、連鎖的に後の企業との契約も遅れてしまい、結果として事業に数か月の遅れが出る恐れ がある。 ・問題が発生した場合、事業者間の責任分担が明確でないため、 迅速な対応が期待できない。 （△）	・ コンソーシアムは組成するが、個別契約のため、各企業の連携を確約できない。 ・ 個別契約のため、企業との契約締結時期が遅れた場合、連鎖的に後の企業との契約も遅れてしまい、結果として事業に数か月の遅れが出る恐れ がある。 ・問題が発生した場合、事業者間の責任分担が明確でないため、 迅速な対応が期待できない。 （△）	・設計企業、建設企業、運営企業及び維持管理企業により、SPCが設立され、各業務の責任分担が明確化され 企業間のチェック機能が働く。 ・事業者の窓口の一元化が可能であることから、 市と円滑な連絡調整が可能 となる。 ・SPCと事業契約を一括で締結するため、 仮に事業契約の締結時期が遅れたとしても後の事業が連鎖的に遅れるというリスクが小さい。 ・運営上の問題のみではなく、 施設上の問題へも迅速な対応が期待でき、確実な給食の提供に寄与することが期待できる。 （◎）	
総合評価		×	△	○	◎

- 定性的効果で最も優位であり一定の経済的効果がみられる「PFI方式(BTO)」が最適
 - ・ 公共施設にかかる一般財源部分についての割賦払いにより、財政支出の平準化が可能
 - ・ 金融機関によるモニタリングチェック効果が期待でき、給食提供実施後の運営が安定的
 - ・ SPC 設立により給食提供の運営において倒産リスク等の突発事態の回避が見込める

⑤ 課題と対策

◎ 円滑な事業遂行

設計・建設期間が22か月以上かかることが明らかとなった。令和9年度中の開始に向けては、各種公募手続きや事務作業等を円滑に、また、契約締結後の設計・建設期間においても遅れのないように業務を進めること。

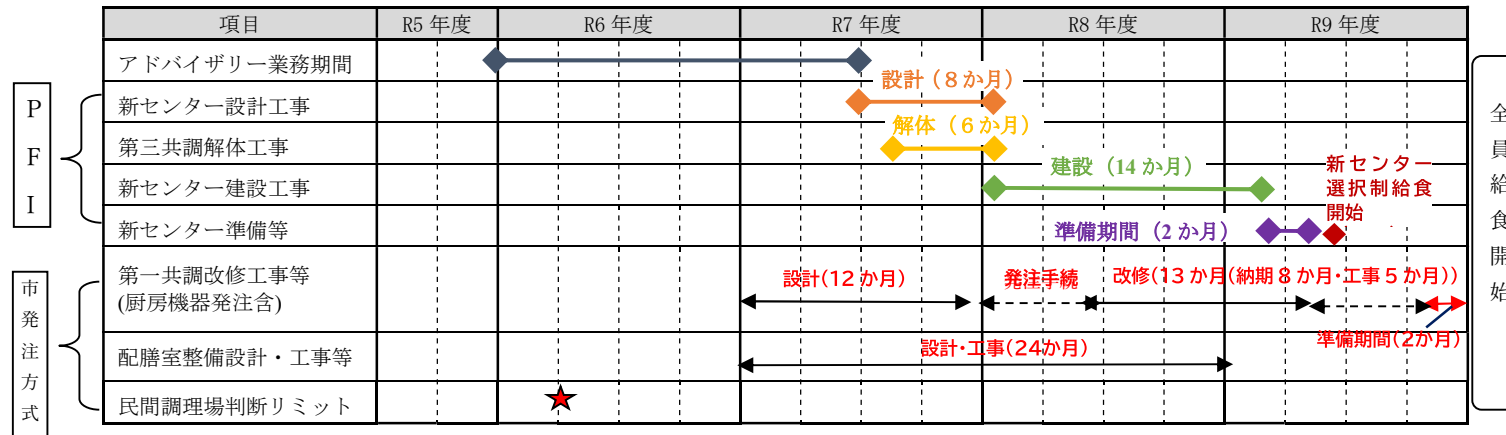
◎ 近隣住民への配慮

第三共同調理場の周辺は住宅となっているため、住民の理解を得ること、騒音や臭気等の対策の徹底、歩行者の安全確保等を重視した公募資料とすること。

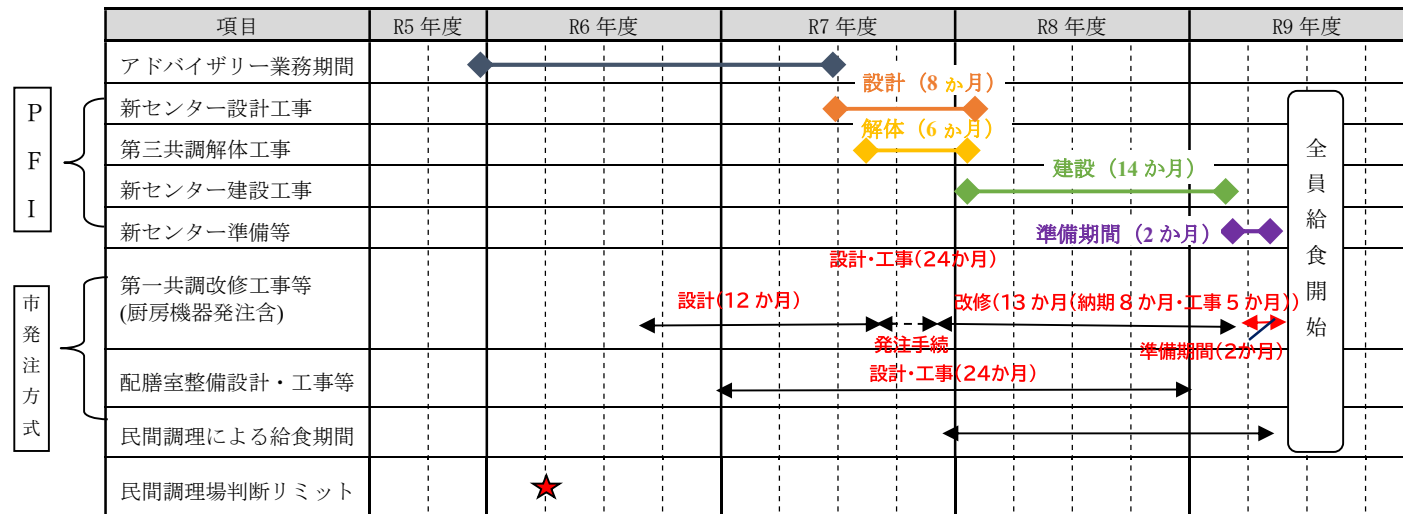
⑥ 事業スケジュール

現時点で想定する事業スケジュール案は、次のとおり

●【民間調理場活用が不可能な場合】新センターで食缶による選択制給食実施のスケジュール



●【民間調理場活用が可能な場合】第一共調工事中に民間調理場による給食対応ができる場合のスケジュール



- ・工程は現時点のものであり、各業務の詳細な検討をすることで条件等が変動する可能性あり
- ・工程が変更する可能性を考慮し、事業スケジュールはその都度見直しをする必要あり
- ・選択制食缶給食としての供用開始時期を令和9年度の2学期とすることで、教職員の繁忙時期を避けた、スムーズなセンター方式による給食の導入が可能

(2) 全員給食における施設整備方針の確定について

- ・第一共同調理場の改修工事は直営で実施する
- ・新給食センターは、第三共同調理場の跡地を活用し、本事業に最適であると評価されたPFI方式（BT0）で実施する

今後、この結果に基づき、PFI手法での整備に関して専門的支援を受けるためのアドバイザー委託について契約手続きを進めるなど、できる限り早急に事業スケジュールを進めていきます。

3. 実施時期等

- 令和5年（2023年）11月 教育子育て委員協議会にて中学校全員給食に向けた事業手法の報告
- 12月 アドバイザー委託の債務負担行為を補正

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



5. 関係法令・条例等

学校給食法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 アドバイザリー委託 33,893 千円(委託料)
令和5年度(2023年度)12月債務負担行為の補正
(内訳:債務負担行為額、令和7年度33,893千円)

《財源》 一般財源 33,893 千円

(仮称) 学校事故等調査委員会の設置等について

学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課
放課後子ども課

1. 政策等の背景・目的及び効果

学校で生じる事故等の対応については、文部科学省より「学校事故対応に関する指針」が示されており、学校や教育委員会が事件・事故災害の未然防止対策をとるとともに、学校事故等が発生した場合に発生直後の対応、初期対応、基本調査や詳細調査、再発防止策の策定・実施等、適切に対応するよう、共通理解と外部の専門家が参画する調査委員会の設置などの体制整備を図るよう求められています。本市においては、学校事故等の未然防止のための取組や事故発生直後の対応、初期対応についてはすでに整備し、実行しています。

今般、(仮称) 特定教育・保育における枚方市重大事故検証委員会の設置と機を一にして、本指針に基づき、学校事故等が発生した場合に、学校における基本調査の実施体制をとるとともに、発生原因や事故後の対応等を詳細かつ客観的に調査し、より効果的な再発防止策を講じることができるよう、(仮称) 学校事故等調査委員会の設置等の体制整備を図るものです。

2. 内容

(1) 学校事故等対応の流れ（文部科学省「学校事故対応に関する指針」より）

すでに整備及び実行

①未然防止のための取組

- 危機管理マニュアル及び緊急時対応の体制の見直し
- 安全教育の充実、安全点検の徹底

②事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

③初期対応時の対応

- 発生した事故について教育委員会へ報告
- 死亡事故については、府教育委員会を通じて国へ報告

今般、体制整備及び学校への周知を図るもの

④基本調査の実施

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故の場合、学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等)を実施し、教育委員会へ報告

教育委員会による詳細調査への移行の判断

⑤詳細調査の実施

- 教育委員会が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 教育委員会は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 調査結果を、府教育委員会を通じて国に提出

⑥再発防止策の策定・実施

- 学校、教育委員会は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況については、適時適切に点検・評価

(2) 詳細調査の体制

① (仮称) 学校事故等調査委員会の設置

- i 担当事務 事実関係の確認、事故に至る経過を探り、発生原因を調べ、事故後の対応を確認し、再発防止策を打ち立てる
- ii 構成員 弁護士、医師、学識経験者等

②調査の対象

学校による基本調査のうち、詳細調査が必要と教育委員会が判断したもの。

《詳細調査に移行すべき事案の考え方》

- ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
- イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
- ウ) その他必要な場合

(3) 総合型放課後事業における事故等の対応について

学校事故等に準じて対応する。ただし、基本調査（職員・児童等の聞き取り等）については、放課後子ども課で実施する。

3. 実施時期等

令和5年(2023)年11月	教育子育て委員協議会において報告
令和6年(2024)年3月	3月定例会月議会に「(仮称)学校事故等調査委員会設置条例(案)」を提出予定
4月	(仮称)学校事故等調査委員会を設置

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ① 総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標 1.6 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち
実行計画 1.6-2 快適で安心できる学習環境づくり



5. 関係法令・条例等

学校保健安全法

学校事故対応に関する指針(文部科学省通知)

放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準(厚生労働省令)

子どもを守る条例

枚方市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例

今後の中学校部活動の在り方について

学校教育部 学校教育室 教育指導課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市における中学校部活動の在り方については、スポーツ庁及び文化庁において策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、本市の実情に添った「ひらかたモデル」としての部活動の方針の改訂に向けて、枚方市中学校部活動の在り方懇話会や関係課で組織する庁内委員会において協議、検討を進めています。

このたび令和6年（2024年）以降の試行実施（案）について、現時点での集約を行いましたので報告するものです。

2. 内容

9月の教育子育て委員協議会以後、第3回の枚方市中学校部活動の在り方懇話会を開催し、「ひらかたモデル」の策定に向け、引き続き懇話会のメンバーから本市の現状と課題について、意見を伺い、庁内委員会でも、「ひらかたモデル」作成や試行実施に向けての検討を行っています。また、小中学校児童生徒・地域の方々へのアンケートを実施しました。今後は、アンケート結果なども踏まえて、年度内に試行実施を行います。

(1) 枚方市中学校部活動の在り方懇話会等について

開催日程等

- 1 1月2日 第3回枚方市中学校部活動の在り方懇話会
- 1 1月17日から 小中学校児童生徒へのアンケート実施
- 1 1月17日から 地域の方へのアンケート実施

(2) 「ひらかたモデル」策定に向けての4類型（たたき台）について

① 学校部活動【授業の延長的活動型】

① 統括団体によるクラブ運営型【柏市型・統括団体運営方式】

統括団体を立て、地域にすでにある団体の協力を得ながら運営していく形

② 学校部活動・地域部活動 組み合わせ型【部活動指導員による拠点校運営方式】

地域の競技団体等や保護者などを部活動指導員（外部指導者）として運営する形

③ 自由体験型 地域部活動【大学生や保護者などによる運営方式】

大学との連携や保護者会などにより新たな受け皿を設置し運営する形

(3) 試行実施（案）について

実施時期等

○令和6年（2024年）1月～3月 ③ 自由体験型 地域部活動（大学との連携）

○令和6年度（2024年度） ① 統括団体によるクラブ運営型

② 学校部活動・地域部活動 組み合わせ型

③ 自由体験型 地域部活動

3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



4. 関係法令・条例等

学習指導要領【平成29年度（2017年度）告示】

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【令和4年（2022年）12月】

枚方市中学校部活動方針

5. 事業費・財源及びコスト

令和5年度

《事業費》 1,654千円

支出内訳（補正予算） 試行実施協力金 240千円（10,000円/1クラブ×3回×8部活）

試行実施保険料 960千円（生徒：800円×150人×8部活）

74千円（指導者：1,850円×5人×8部活）

（当初予算） 懇話会報償金 380千円

《財源》 一般財源 1,404千円

国の補助金 250千円

来年度以降の保険料についての財源は検討事項とする。

6. 資料

（別紙1） 今後の中学校部活動の在り方について

（別紙2） 試行実施について